

諮問庁：北九州市病院局長

諮問日：平成28年1月12日（諮問第59号）

答申日：平成29年2月13日（答申第59号）

答 申 書

第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成27年条例第49号及び第50号による改正前の北九州市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年12月3日付け北九病医経第147号により北九州市病院局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

原処分は、次の各点において違法（不当）である。

- （1）担当医師が手術の後遺症と右足神経損傷を認定している（口答）
- （2）実証も検証もなく虚偽記載（不開示決定は隠蔽工作である。）

第3 処分庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る原処分について

本件処分（原処分）は、異議申立人から「医療センター右足神経損傷事実確認文書」を開示するよう請求があったことについて、作成も取得もしておらず保有していないことから、不開示決定としたものである。

2 本件処分（原処分）の理由説明

異議申立人は、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）において、平成〇年〇月に右変形性膝関節症で高位脛骨骨切り術、平成〇年〇月に関節鏡下関節滑膜切除術（右膝）・骨内挿入物除去術（右下腿）を施行した患者であり、平成〇年〇月の手術において抜釘を施行した際に金属片が体内に残存することとなり、それ以降、骨切り部のしびれや痛み、金属片が残存したことに対する不安を訴えに頻回に外来を受診しているほか、電話での問い合わせや保有個人情報開示請求を繰り返している状態である。

そこで、これらの結果について異議申立人と異議申立人の主治医の上司である主任部長等と話し合う場を平成〇年〇月〇日に設けており、手術には問題がなかったことやその結果について医療センター側に過失はないと判断している旨を異議申立人に対して説明している。

また、その後の異議申立人の外来受診時に、右足のしびれは手術以前からの症状であり、金属片の残存は影響ない旨の説明を主治医から複数回行っていることから、主治医に右足神経損壊の認識はなく、診療記録に右足神経損壊の事実及びそれを推測できるような記載はない。

そのため、医療センターとしても請求内容にあるような右足神経損壊事実を把握していないので、請求内容に関する文書について作成も取得もしておらず保有していないため、不開示決定としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成28年1月12日 | 諮問 |
| ②同年2月10日 | 処分庁から理由説明書を收受 |
| ③同年2月18日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④同年6月21日 | 審議 |
| ⑤同年8月4日 | 処分庁からの意見聴取 |
| ⑥同年10月25日 | 審議 |
| ⑦同年11月29日 | 審議 |
| ⑧同年12月16日 | 異議申立人から意見聴取 |
| ⑨平成29年1月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、医療センターにおいて実施された異議申立人の右足手術に関する保有個人情報である。

処分庁は、この手術において、異議申立人が主張するような右足神経損壊事実を把握していないので、これを確認する文書は保有していないとして、不開示決定とする原処分を行った。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件開示請求において、異議申立人が、「医療センター 右足神経損壊事実確認文書」が存在する根拠としているところは必ずしも明確ではないが、医療センターの担当医師が口頭で「手術の後遺症と右足神経損壊を認定した」という点にあると思われる。

これに対し処分庁は、担当医師は、異議申立人に対して右足神経損壊を認定するような主旨の説明は行っておらず、仮に説明したのであれば、その説明内容を診療記録に記載しているはずであるが、そのような記載はない旨主張する。(2)ところで、異議申立人は、本件異議申立てに係る保有個人情報開示請求以外にも、右足手術に関する保有個人情報の開示請求を平成〇年度以降現在まで30件以上行っている。これらの開示請求には、異議申立人の右足手術に関する診療記録が含まれ、異議申立人が請求を取り下げたもの以外、処分庁は全て開示している。その上で、処分庁は、異議申立人に対し、右足手術において右足神経を損壊した事実はない旨を説明しているのであるから、処分庁の右足神経損壊事実を確認する文書は存在しないと主張する主張に不合理、不自然な点はないと認めることができる。

異議申立人は、処分庁が、本件対象保有個人情報に係る文書を隠蔽している旨の主張も行っているが、そもそも隠蔽していることを裏付けるような具体的な根拠はなく、また処分庁が、隠蔽していることをうかがわせるような特段の事情も存在しない。

(3)なお、異議申立人は、当審査会からの本件開示請求の趣旨を明確にするよう求める照会に対して、本件開示請求の趣旨を「腓骨切断遺棄放置・金属破片体内残留とそれによる癌化・神経損傷による足の痺れなど後遺障害が証明できる書類の作成を請求します」というものである旨回答している。

異議申立人が主張するところは、処分庁に対して、右足手術による神経損壊によって後遺障害が証明できる書類を新たに作成することを求めるという点にあると思われるが、このような請求は当審査会の審議対象ではない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有してはならないとして不開示とした決定については、処分庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	櫻 井 弘 晃
委 員	時 枝 和 正
委 員	重 永 西 子
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩耶子